

指定申請の手引き

市川市 介護保険課 施設グループ

1 提出書類

- (1) 指定申請書
- (2) 付表
- (3) 誓約書
- (4) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (5) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

2 提出期限

指定希望日の前々月の 15 日（閉庁日の場合は翌開庁日）

3 提出方法

- メールで提出する場合
 - ・ 指定申請書を先頭に、付表、別添、その他添付書類のとおり順番に揃えてください。
 - ・ メールの件名は必ず「【指定申請】事業所名」とし、「shisetsu-g@city.ichikawa.lg.jp」宛にお送りください。
 - ・ 原則、提出ファイルは PDF でひとつにまとめて提出してください。
 - ・ 控えが必要な場合は、メール本文に返信希望の旨を記載してください。
- 郵送で提出する場合
 - ・ 指定申請書を先頭に、付表、別添、その他添付書類のとおり順番に揃えてください。
 - ・ 控えが必要な場合は、指定申請書のコピーおよび返信用封筒（切手を貼付したもの）を同封してください。
- 電子申請届出システムの場合
 - ・ G ビズ ID（事前に取得が必要です）でログイン後、【申請届出メニュー】1 新規指定申請からお手続きをお願いいたします。

4 提出先

- 宛 先：〒272-8501 市川市八幡 1 - 1 - 1 介護保険課 施設グループ
- アドレス：shisetsu-g@city.ichikawa.lg.jp

5 注意事項

- ・ 原則、添付書類の原本証明は求めません。

6 遵守する法令・基準

- ・ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）

- ・ 同上施行令（平成 10 年政令第 412 号）
- ・ 同上施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）

（介護予防）地域密着型サービス

- ・ 市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 38 号）
- ・ 市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年規則第 25 号）
- ・ 市川市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成 18 年規則第 62 号）
- ・ 市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 39 号）
- ・ 市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年規則第 26 号）
- ・ 建築関係法令、消防関係法令等

居宅介護支援

- ・ 市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年条例第 30 号）
- ・ 市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 30 年規則第 39 号）
- ・ 市川市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則（平成 30 年規則第 11 号）

介護予防支援

- ・ 市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 26 年条例第 41 号）
- ・ 市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成 26 年規則第 66 号）
- ・ 市川市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成 20 年規則第 40 号）